

名古屋拘置所長 林 文彦

死刑確定者処遇規程の制定について

標記について、次のとおり改め、即日施行する。

なお、平成28年10月26日付け達示第13号「死刑確定者処遇規程の改正について」は、廃止する。

死刑確定者処遇規程

(目的)

第1条 この規程は、死刑確定者の収容を確保するとともに心情の安定を図りつつ、適正処遇の実施を目的とする。

(根拠)

第2条 死刑確定者の処遇は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」（以下「法」という。）によるほか、この規程の定めによる。

(適用)

第3条 この規程は、死刑確定通知が送達された翌日（休庁日の場合には、直後の開庁日）、当該被収容者に死刑確定者処遇を実施する旨を告知した後から適用するものとする。

2 死刑確定者処遇開始の言い渡しは、処遇部長が行う。ただし、処遇部長に支障があるときは、所長が指定した職員が行うものとする。

なお、死刑確定者に対する処遇開始の言渡し後、死刑確定者の処遇を所管する統括矯正処遇官（以下「所管統括」という。）において、収容開始時の告知及び処遇内容等を告知指導するものとする。

3 死刑確定者の称呼番号は、XXXXXXXXXX 識別するものとする。

(収容)

第4条 死刑確定者は、単独室に収容し、おおむねXXXXXXXXXX居室を変更するもの

とする。

(戒護)

第5条 死刑確定者の逃走、自殺及び暴行等を防止するため、逃走・自殺・暴行要注意者に指定し、保安事故防止上の個別留意事項を定め、指示を発出して職員に周知徹底するものとする。

2 動静視察は、頻繁かつ綿密に行い、常に心情の把握に努め保安事故を防止するため、迅速かつ適切な措置を講じるものとする。

3 具体的な戒護方法については、別途指示するものとする。

(居室検査)

第6条 死刑確定者の居室検査は、原則として■回以上実施するものとする。

2 居室出入時は、必ず衣体検査を実施するものとする。

3 居室検査及び衣体検査は、形式的に陥ることなく、入念に実施するものとする。

(連行)

第7条 面会、運動、入浴、理髪、診察、教誨及びその他通常の動作時限により連行するときは、当該死刑確定者のみを単独で連行し、監督者が指定した■名以上の職員で戒護するものとする。

2 平日の昼間において、通常の動作時限以外に死刑確定者の居室の開扉や同確定者を居室外に連行する必要があるときは、事前に所管統括又は所管の主任矯正処遇官(以下「所管主任」という。)の許可を受けるものとする。

3 夜間及び休日において、診察、取調べ等のため止むを得ず居室の開扉や居室外に連行するときは、監督当直者が指定した■名以上の職員で実施するものとする。

(自己契約作業)

第8条 死刑確定者が自己契約作業を希望するときは、「被収容者等に対する自己契約作業実施細則の制定について(達示)」に基づき、就業の許否を決定するものとする。

2 自己契約作業として実施される作業内容は、施設の管理運営上支障のないものを選定するものとする。

(教誨師による宗教教誨等)

第9条 教誨師による死刑確定者に対する宗教教誨及び心情安定を図るための指導は、原則として個別に実施するものとする。

2 宗教教誨等は、指定した場所又は居室において行うものとする。

なお、教誨師から要請があった場合その他特に必要と認める場合を除き、個別の宗教上の教誨について、職員による立会いを行わない。

3 宗教教誨を実施したときは、当該教誨に同席した企画部門職員が、「教誨等記録簿」(別紙様式 1) にその要旨を記載し、所長の決裁を受けるものとする。

4 数珠、ロザリオ及びその他の宗教用具等の所持を希望する場合は、施設の管理運営上支障のないもので信仰上必要と認められるものに限り許可するものとする。

(篤志面接委員による面接指導)

第 10 条 篤志面接委員による死刑確定者に対する心情安定を図るための面接指導は、原則として個別に実施するものとする。

2 篤志面接委員による面接指導は、指定した場所又は居室において行うものとする。

なお、篤志面接委員から要請があった場合その他特に必要と認める場合を除き、篤志面接委員と被収容者との面接について、職員による立会いを行わない。

3 篤志面接委員による面接を実施したときは、当該教誨に同席した企画部門職員が、「篤志面接委員指導簿」(別紙様式 2) にその要旨を記載し、所長の決裁を受けるものとする。

(自弁書籍等)

第 11 条 死刑確定者の図書・新聞紙等の閲覧は、関係法令及び被収容者の書籍等の閲覧に関する取扱細則によるものとする。

(余暇活動の支援)

第 12 条 死刑確定者には、居室において DVD 等の視聴を実施するものとする。

2 視聴要領については、別に定めるものとする。

(室内装飾品)

第 13 条 死刑確定者には、居室において、「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」別表 8 に基づき、生花、花瓶、写真立てを自弁で所持させることができる。ただし、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、所持させないものとする。

(特別に購入を許可する嗜好品)

第 14 条 死刑確定者には、月 1 回、嗜好品を購入させることができるものとする。

2 購入要領等については、別に定めるものとする。

(理髪)

第15条 死刑確定者の理髪は、男子については、おおむね2か月に1回以上、女子については、おおむね3か月に1回以上、実施するものとする。

(運動)

第16条 死刑確定者の運動は、単独運動場において実施するものとする。

(入浴)

第17条 死刑確定者の入浴は、単独入浴場において実施するものとする。

(診察)

第18条 死刑確定者の診察は、原則として本人の居室内において実施し、居室担当職員又は所管主任が立会して実施するものとする。

2 診察室において診察が必要と判断された場合には、診察室内において、単独で実施するものとする。

(面会の相手方)

第19条 法第120条第1項に定める、次の者から面会の申出があったときは、通訳費用を負担しないとき又は賞罰の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

- (1) 死刑確定者の親族（六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族をいう。なお、配偶者のうちには、婚姻の届出をしていないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある内縁の配偶者を含む。）
- (2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

本号に掲げる者は、①面会の目的が「死刑確定者の用務の処理」であること、②面会に係る「死刑確定者の用務」が重大な利害にかかわるものであること及び③「死刑確定者の用務」の処理のため、その者が面会することが必要であることのいずれにも該当するものであって、次のイからハまでのもの等とする。

イ 死刑確定者の「身分上重大な利害」に係る用務の処理のため面会することが必要な者とは、婚姻、親権、子の養育、相続、雇用関係等の調整等のため相談することが必要な者をいう。

ロ 死刑確定者の「法律上の重大な利害」に係る用務の処理のため面会することが必

要な者とは、民事訴訟や再審請求等について委任又は相談を受けている弁護士等をいう。

ハ 死刑確定者の「業務上の重大な利害」に係る用務の処理のため面会することが必要な者とは、当該死刑確定者が経営する会社等の業務方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者をいう。

(3) 面会により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる者

死刑確定者の心情の安定に資すると認められる者とは、死刑確定者の心情の安定に資すると認められる助言、講話等を行う宗教家をいう。

2 前項各号に掲げる以外の者から、面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持、その他外部交通を必要とする事情が認められ、かつ、面会により、当所の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれがないと認められる場合はこれを許すことができるものとする。

なお、面会を許すことができる場合の判断に当たっては、個別具体的な事情ごとに、面会の目的、相手方の身上、死刑確定者と相手方との関係、死刑確定者の心情に与える影響等を考慮し、その許否を決するものとする。

(面会の立会い等)

第20条 所管主任又は指名した面会係職員に、死刑確定者の面会に立ち合わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、死刑確定者の訴訟の準備その他の正当な利益の保護のため、その立会い又は録音させないことを相当とする事情がある場合において、相当と認めるときは、この限りではない。

所管統括は、死刑確定者の面会について、立会い等の措置を省略する場合には、視察表にその事情等を記載して決裁を受けるものとする。

(面会の立会いを省略した場合の規律及び秩序を維持するための措置)

第21条 面会の立会いを省略した場合、面会担当者は、面会室の視察窓から面会の状況を視察するものとする。

(面会に関する制限等)

第22条 死刑確定者の面会は、平日に限り、原則として1日1回とし、同時に面会できる相手方は3名までとする。

2 面会は、一般面会室で実施するものとする。

3 立会者は、死刑確定者又は面会者に対し、面会中、会話内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させるものとする。この場合において、死刑確定者又は面会者に対し、面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執るものとする。

- (1) 法第114条第1項の規定による制限に違反する行為をしたとき
- (2) 刑事施設の規律及び秩序を害する行為をしたとき
- (3) 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できないとき
- (4) 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すとき
- (5) 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのある発言をしたとき
- (6) 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するとき

4 前項により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認められるときは、その面会を終わらせるものとする。

(発受を許す信書)

第23条 死刑確定者に対し、翻訳費用を負担しないとき又は賞罰の規定により禁止される場合を除き、次に掲げる信書を発受することを許すものとする。

- (1) 死刑確定者の親族との間で発受する信書
- (2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書
- (3) 発受により、死刑確定者の心情の安定に資すると認められる信書

2 前項各号に掲げる信書以外の信書の発受について、その発受の相手方との交友関係の維持その他その発受を必要とする事情があり、かつ、その発受により、当所の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれがないと認めるときは、これを許すものとする。

3 死刑確定者の信書の発受については、次の事項に留意するものとする。

イ 第1項第2号に掲げる信書については、第19条第1項第2号と同様の観点からの考慮が必要であること。

ロ 第1項第3号に掲げる信書については、第19条第1項第3号と同様の観点からの考慮が必要であること。

ハ 第2項の規定により信書の発受を許すことができる場合の判断に当たっては、個別

具体的な事情ごとに、信書の目的、相手方の身上、死刑確定者と相手方との関係、死刑確定者の心情に与える影響等を考慮し、その許否を決するものとする。

(信書の検査)

第24条 信書の検査は、所管主任又はその代理者が行うものとする。

2 次に掲げる信書については、前項の検査はこれらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第3号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 死刑確定者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書
- (2) 死刑確定者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書
- (3) 死刑確定者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士との間で発受する信書

(信書の内容による差止め等)

第25条 発受信書の内容について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合は、その発受を差止め又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができるものとする。

- (1) 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容であるとき
- (2) 発受により、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき
- (3) 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき
- (4) 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき
- (5) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき

2 上記各号に該当する発信については、該当箇所の書き直しや抹消を指導し、その指導に従わない場合は、当該信書の差止め又は削除若しくは抹消して発信するものとする。

3 発受信を不許可又は発信指導をした場合は、視察表又は発信指導簿に記載して決裁を受けるものとする。

(信書に関する制限)

第26条 死刑確定者の発信回数は、特に必要と認められる場合以外、1日2通までとする。

(外部交通に関する準用)

第27条 死刑確定者の外部交通については、本規程に規定するほか、法令により死刑確定者に適用される規定「受刑者の外部交通の実施に関する規程(達示)」を準用するものとする。

(投稿・著作)

第28条 死刑確定者には、マスコミ等による公表を前提する投稿及び著作は、原則として認めないものとする。

(差入れ)

第29条 死刑確定者に対し、現金若しくは切手、又は自弁により使用し、若しくは撮取することができることとされている物品が差し入れられた場合において、差入人が非外部交通許可方針者であっても、次のいずれかに該当する場合を除き、差入れを許すものとする。

- (1) 差入物に何らかの意思や事実等の記載があり、外部交通の制限を潜脱していると認められるとき。
- (2) 法第46条第1項第1号に規定する「刑事施設の規律及び秩序を害するおそれ」があると認められる相手方からの差入れであるとき。また、法第46条第1項第4号に規定する「差入人の氏名が不明」であるとき。
- (3) 当該死刑確定者の状況、差入人との関係、その他の外部交通の状況等から、その差入れを認めること自体が外部交通の制限を潜脱していると認められるとき。
- (4) 差入物が書籍等に該当するとき。

ただし、他の被収容者同様、その差入れが法第51条及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第21条による制限(物品の種類ごとの数量の制限及び施設長が定める種類のものについて指定業者から購入するものに限ること)に抵触するときは、これを許さないものとする。

2 差入れに伴ういわゆる礼状発信については、裁量により許すものとする。この場合において、(例えば現金及び切手の差入れの場合に限るなど)物品ごとに取扱いの差異を設けないものとする。



様式 1 教誨等記録簿

所 長	処遇部長	処遇首席	企画首席	指導統括	関係統括・主任	係
実 施 日 時	年 月 日 ( ) 自 時 分 至 時 分					
実 施 場 所						
教 誨 師 名						
被 収 容 者	第 番					
内 容						

様式2 篤志面接委員指導記録簿

所 長	処遇部長	処遇首席	企画首席	指導統括	関係統括・主任	係
実 施 日 時	年 月 日 ( ) 自 時 分 至 時 分					
実 施 場 所						
篤志面接員名						
被 収 容 者	第 番					
内 容						